

【重要】令和6年診療報酬改定（施行6月1日）
施設基準（外来分）に関するご回答依頼

株式会社スカイ・エス・エイッチ
長谷川 小林 竹本 畑中

いつもお世話になりまして、ありがとうございます。
令和6年診療報酬改定（施行6月1日）の施設基準（外来分）について、回答を
ご記入の上FAX返送をお願い申し上げます。

◆ 別紙：すべての医療機関様は、ご返送をお願い申し上げます。

なお入院分については、後日該当医療機関様あてにFAX連絡いたします。

ご回答希望日 5月 15日（水）まで

◆ 施設基準の届出について

注1) 届出期間：令和6年5月2日（木）から令和6年6月3日（月）まで

◆ 医療機関様所在の近畿厚生局府県事務所（大阪府は近畿厚生局）に
届出が必要です。（通常は届出受理の翌月）

詳しい施設基準の内容は、「改定診療報酬点数表参考資料（白本）」
等の改定資料をご確認下さい。

注2) 本件はORCAレセコンの設定に必要なものであり、弊社にて届出
様式の提供や届出代行は行いませんのでご注意ください。

医療機関様名

必ず御記入ください

(ご回答希望日 5月 15日(水) FAX 075-622-7403)

1. 該当に✓印をお願いします。

令和6年6月1日より算定のため施設基準の届出を行う項目や、以下に該当する届出を行う項目が

ある → 以下2.以降の回答をご記入ください。

ない → アンケートはここで終了です。この用紙をFAX返送してください。

2. 新設された施設基準について、届出を行って算定する項目の□枠に✓印をお願いします。

① 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

② 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)

③ 抗菌薬適正使用体制加算

④ 医療DX推進体制整備加算

⑤ 時間外対応加算2

⑥ 往診料の注9に規定する介護保険施設等連携往診加算

⑦ 慢性腎臓病透析予防指導管理料

⑧ がん性疼痛緩和指導管理料の注2に規定する難治性がん性疼痛緩和指導管理料

⑨ 外来腫瘍化学療法診療料3

⑩ 早期診療体制充実加算

⑪ 児童思春期支援指導加算

⑫ 通院・在宅精神療法の注12に規定する情報通信機器を用いた精神療法の施設基準

以下の項目で、新たに、または引き続き算定を行う場合は□枠に✓印をお願いします。

【】の日付以降は算定を行わない場合は、□枠に×印をお願いします。

⑬地域包括診療料【令和6年10月1日以降も算定の場合、再届出必要】

⑭地域包括診療加算【令和6年10月1日以降も算定の場合、再届出必要】

⑮外来感染対策向上加算【令和7年1月1日以降も算定の場合、再届出必要】

(↑発熱患者等対応加算などを含む)

3. 上記以外で新たに届出をされる施設基準があればご記入ください。

記入欄

4. これまで算定していた施設基準のうち、今改定より算定を行わない施設基準、外来後発品使用体制加算の基準を変更するなどがあれば、ご記入ください。

記入欄